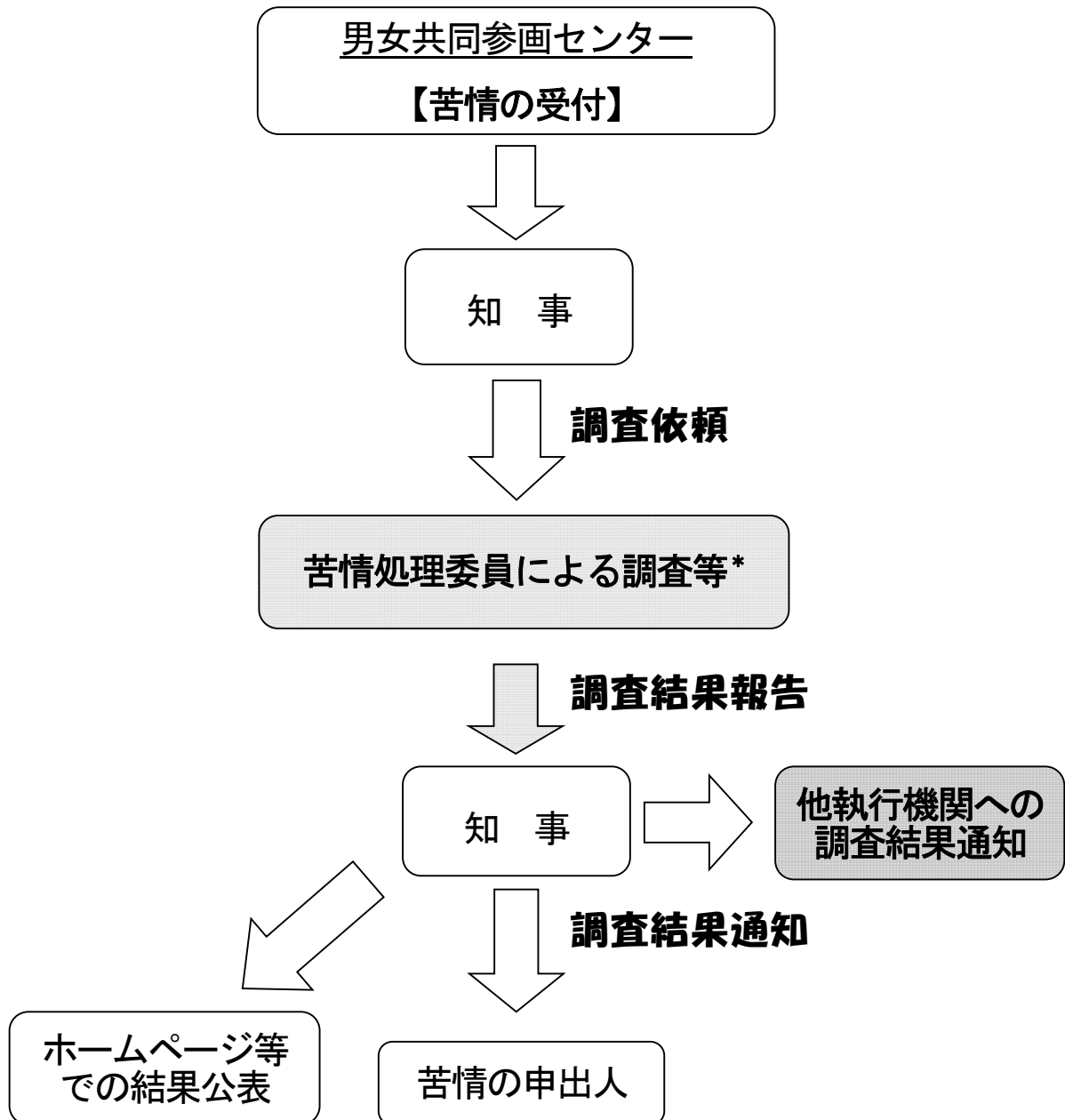


## 【苦情処理の流れについて（イメージ）】



- \* 他執行機関の職務に係る苦情については、知事から別途各執行機関に対して正式文書での依頼を行い、協力が得られた上で調査等を行う。  
なお、調査協力が得られなかった場合は、その時点で調査終了となる（知事からの協力依頼に関しては、強制力なし）。

### その他・備考

- ・ 苦情処理委員の職務補助として、専門員（3名以内・知事委嘱）を設置する（要綱第10条第1項～第3項）。